



2020年4月30日

各 位

会社名 北海電気工事株式会社
代表者名 取締役社長 阿部 幹司
(コード番号 1832 札証)
問合せ先 執行役員総務部長 村上 広
(TEL 011-811-9411)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月26日開催予定の第80回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更理由

(1) 取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって取締役および監査役の責任を法令の定める範囲内で免除することができる旨、ならびに取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役として適切な人材の確保を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を、定款第34条（取締役の責任免除）および定款第44条（監査役の責任免除）として新設するものであります。

なお、定款第34条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2020年6月26日（予定）
定款変更の効力発生日	2020年6月26日（予定）

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 34条～第 42条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 34条 本会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 本会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>第 35条～第 43条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>第 43条～第 49条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 44条 本会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 本会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>第 45条～第 51条 (現行どおり)</p>